

工事請負契約の変更について

工事請負に関し、次のように契約を変更する。

熊本市長 大西 一史

- 1 工 事 名 (仮称)白藤災害公営住宅建設工事
- 2 請 負 金 額 「1,006,560,000円」を
「505,023,730円」に変更
- 3 契約の相手方 三津野・幸保建設工事共同企業体
代表者 熊本市東区健軍本町23番5号
株式会社 三津野建設
代表取締役 藤吉 一真

熊本市西区上代8丁目10番22号

株式会社 幸保工務店

代表取締役 叶井 誠司

(提出理由)

工事請負契約の変更について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号及び熊本市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年条例第16号)第2条の規定に基づき、市議会の議決を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。